

平成27年3月27日

平成27年登米市議会定例会  
3月特別議会 提案理由説明書

登米市議会

議員 番

報告第 1 号	専決処分の報告について
---------	-------------

本案は、交通事故及び営造物の管理瑕疵に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により、議会に報告するものであります。

議案第 57 号	登米市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
----------	---------------------------------------

本案は、平成 26 年 8 月 7 日付けの人事院勧告に基づく国家公務員の一般職の給与改定に伴い、本市企業職員の給与について、国家公務員の給与改定の内容に準じて所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表 4 ページ)

議案第 58 号	平成 26 年度登米市一般会計補正予算（第 10 号）
議案第 59 号	平成 26 年度登米市介護保険特別会計補正予算（第 6 号）
議案第 60 号	平成 26 年度登米市土地取得特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 61 号	平成 26 年度登米市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
議案第 62 号	平成 26 年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 63 号	平成 26 年度登米市水道事業会計補正予算（第 6 号）
議案第 64 号	平成 26 年度登米市病院事業会計補正予算（第 6 号）

本案は、議案第 58 号平成 26 年度登米市一般会計補正予算（第 10 号）から議案第 64 号平成 26 年度登米市病院事業会計補正予算（第 6 号）までについて、各種会計予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2,576 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 463 億 8,549 万円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、子育て世帯応援事業 8,812 万円、プレミアム商品券事業 9,184 万円などを増額する一方、農地中間管理事業 2,380 万円、災害公営住宅整備事業 5,077 万円などを減額して計上しております。

歳入では、地方交付税 2 億 8,850 万円、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金などの国庫支出金 1 億 8,384 万円などを増額する一方、財政調整基金などの基金繰入金 3 億 7,576 万円、市債 3,120 万円などを減額して計上しております。

また、繰越明許費補正として追加 9 件、変更 7 件、地方債補正として変更 10 件を計上しております。

特別会計については、介護保険特別会計で、歳入予算補正として、介護保険料 3,677 万円、基金繰入金 1,065 万円を増額する一方、調整交付金などの国庫支出金 2,628 万円、支払基金交付金 1,424 万円などを減額して計上しております。

土地取得特別会計では、歳出で、宅地造成事業特別会計への繰出金 4,022 万円を減額、下水道事業特別会計では、歳出で、下水道施設整備費 1 億 7,103 万円の減額と繰越明許費補正として追加 1 件、変更 1 件、地方債補正として変更 2 件を、宅地造成事業特別会計の歳出で、企業用地造成事業費 4,109 万円を減額して計上しております。

企業会計については、水道事業会計で、東日本大震災による手数料等の減免に伴う繰入金等の収入を計上、病院事業会計で、医学生奨学金等の返還に伴って、関係経費を補正するものであります。

議案第 65 号	平成 27 年度登米市一般会計補正予算（第 2 号）
議案第 66 号	平成 27 年度登米市病院事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 67 号	平成 27 年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）

本案は、議案第 65 号平成 27 年度登米市一般会計補正予算（第 2 号）から議案第 67 号平成 27 年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）までについて、各種会計予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入予算のうち国庫支出金について子ども医療費助成事業の財源として、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金 8,482 万円を増額、これに伴い財源調整として、財政調整基金繰入金を 8,482 万円減額して計上しております。

企業会計については、病院事業会計及び老人保健施設事業会計で、債務負担行為補正として、それぞれ追加 1 件を計上しております。

議案第 68 号	工事請負契約の締結について
----------	---------------

本案は、登米市消防救急無線デジタル化整備及び消防指令センター機器改修工事の工事請負契約を締結するにあたり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年登米市条例第 73 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本案は、平成 27 年 2 月 4 日、平成 27 年登米市議会定例会 2 月定期議会議案第 47 号をもって議決された、平成 26 年度登米市病院事業会計資本剰余金の処分について、処分する資本剰余金の額を変更するため、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

登米市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 (略) (給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、退職手当、地域手当及び寒冷地手当とする。</p> <p>第3条～第15条 (略) (管理職員特別勤務手当)</p> <p>第16条 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定に基づき管理職手当を支給される職員(次項において「管理監督職員」という。)が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日、休日又は休日の代休日(次項において「週休日等」という。)において勤務した場合に支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>第17条～第18条 (略) (寒冷地手当)</p> <p>第18条の2 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日において在職する職員(管理者が指定する者を除く。)に対して支給する。</p> <p>第19条～第24条 (略) (再任用職員等についての適用除外)</p>	<p>第1条 (略) (給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、退職手当及び地域手当とする。</p> <p>第3条～第15条 (略) (管理職員特別勤務手当)</p> <p>第16条 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定に基づき管理職手当を支給される職員(次項において「管理監督職員」という。)が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日、休日又は休日の代休日(次項において「週休日等」という。)において勤務した場合に支給する。</p> <p>第17条～第18条 (略)</p> <p>第19条～第24条 (略) (再任用職員等についての適用除外)</p>

第25条 第5条、第6条、第8条、第10条、第11条、第17条の2及び第18条の2の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律 第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

第26条 (略)

第25条 第5条、第6条、第8条、第10条、第11条及び第17条の2の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成3年法律第110号) 第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

第26条 (略)